フロン類回収業者登録申請等の手引き

奈良市内の事業所で使用済自動車からフロン類の回収を行おうとする事業者は、奈良市長の登録を受けなければなりません。登録の有効期間は５年です。

１　フロン類回収業者登録申請に関する必要書類（次の①～⑥の書類）

提出書類	ダウンロードできるもの
①　フロン類回収業者登録申請書（様式第三）	○
②　本人を確認できる書類 申請者が個人の場合 ○住民票の写し（本籍地記載の発行日から３ヶ月以内のもの。外国人の場合は、国籍等記載の発行日から３ヶ月以内のもの） ・申請者が未成年の場合は、法定代理人の住民票の写し（本籍地記載の発行日から３ヶ月以内のもの。外国人の場合は、国籍等記載の発行日から３ヶ月以内のもの） （注）法定代理人が法人の場合は、登記事項証明書（発行日から３ヶ月以内のもの） 申請者が法人の場合 ○登記事項証明書（発行日から３ヶ月以内のもの）	
③　フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類 ○自ら所有している場合　　購入契約書、納品書、領収書、購入証明書などの写し ○自ら所有していない場合　借用契約書、共同使用規定書、管理要領書などの写し	
④　フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類 申請書に記載された以下の項目が分かる書類として、取扱説明書、仕様書、カタログなどの写し ○フロン類の回収設備の種類　　ＣＦＣ用、ＨＦＣ用、ＣＦＣ・ＨＦＣ兼用の別 ○回収設備の能力　　200ｇ／ｍｉｎ未満、200ｇ／ｍｉｎ以上の別	
⑤　欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書 法第５６条第１項各号（下記２の登録要件に記載）に該当しない者であることを誓約する書面	○
⑥　付近見取図　　登録しようとする事業所の所在図	

２　登録要件　　以下の（１）～（７）に該当しないこと。

（１）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。
（２）使用済自動車の再資源化等に関する法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者。
（３）第５８条（登録の取消し等）第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者。
（４）フロン類回収業者で法人であるものが第５８条（登録の取消し等）第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの。
（５）第５８条（登録の取消し等）第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者。
（６）フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの。
（７）法人でその役員のうち（１）～（５）までのいずれかに該当する者があるもの。

３　登録申請手数料

登録申請手数料　　（新規申請）	６，０００円
登録更新申請手数料　（５年ごとに更新）	４，０００円

・登録申請手数料は申請受付時にお渡しする納入通知書で納入通知書裏面記載の金融機関にて納入してください。
・申請者の都合で申請を取り下げる場合や欠格要件に該当する者がいるため登録を受けられない場合でも手数料を返還できませんのであらかじめご承知おきください。
・変更届出及び廃業届出に手数料は必要ありません。

４　登録申請書の提出部数及び提出先
　正本１部、副本１部（申請者控え、副本はすべてコピーで可）を奈良市産業廃棄物対策課へ提出してください。

５　申請について
・新規及び更新申請については、持参による受付としています。
・変更届出及び廃業届出については、送付でも受付します。

６　申請の受付
土・日、祝・休日、年末年始を除く月曜日から金曜日まで

7　変更届出（変更が生じた日から３０日以内に次の①～③の書類を提出）

① 変更届（様式第四・ダウンロード可能）
② 欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書（ダウンロード可能）
③ 必要な書類（下記参照）

} 正本１部、副本１部（申請者控え、副本はすべてコピーで可）

変更の内容	変更届に添付する書類
フロン類回収業者が個人の場合で氏名・住所の変更の場合 ※同一人の変更に限ります。親から子への相続等で人が変わる場合は、廃業・新規となります。	(1)　住民票の写し（本籍地記載の発行日から３ヶ月以内のもの。外国人の場合は国籍等記載の発行日から３ヶ月以内のもの） (2)　付近見取内図　所在地変更の場合のみ必要
フロン類回収業者が法人の場合で名称又は住所の変更の場合	(1)　登記事項証明書（発行日から３ヶ月以内のもの） (2)　付近見取図　所在地変更の場合のみ必要
フロン類回収業者が法人の場合で代表者氏名の変更の場合	(1)　登記事項証明書（発行日から３ヶ月以内のもの）
フロン類回収業者が法人の場合で役員を変更の場合	(1)　登記事項証明書（発行日から３ヶ月以内のもの）
未成年者である場合で法定代理人の氏名及び住所の変更の場合	(1)　法定代理人の住民票の写し（本籍地記載の発行日から３ヶ月以内のもの。外国人の場合は国籍等記載の発行日から３ヶ月以内のもの） (2)　付近見取図　所在地変更の場合のみ必要 (3)　法定代理人が法人の場合、登記事項証明書（発行日から３ヶ月以内のもの）
事業所の所在地の変更の場合	(1)　付近見取図　変更する事業所の所在図
事業所の追加の場合	(1)　フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類 〇自ら所有している場合 購入契約書、納品書、領収書、購入証明書などの写し 〇自ら所有していない場合 借用契約書、共同使用規定書、管理要領書などの写し (2)　フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類 取扱説明書、仕様書、カタログなどの写し (3)　所在図　追加する事業所の所在図
回収しようとするフロン類の種類	(1)　フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類 〇自ら所有している場合 購入契約書、納品書、領収書、購入証明書などの写し 〇自ら所有していない場合 借用契約書、共同使用規定書、管理要領書などの写し (2)　フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類 取扱説明書、仕様書、カタログなどの写し

８　更新（登録申請書類①～⑥を提出）

フロン類回収業者が引き続き、フロン類回収業を行おうとする場合には、登録を受けてから５年以内にその更新を受けなければなりません。

・登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。
・登録の更新申請は、有効期限の約２ヶ月前から申請できます。

９　廃業等の届出（３０日以内に下記の書類を提出）

・　廃止届（様式第十九・ダウンロード可能）
　　正本１部、副本１部（申請者控え、副本はすべてコピーで可）

届出に至った理由	届け出る者
死亡した場合 ※個人の事業主が死亡した場合、その相続人がフロン類回収業を継続して行おうとする場合には、新たに登録を受ける必要があります。	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
フロン類回収業を廃止した場合	フロン類回収業者であった個人又はフロン類回収業者であった法人を代表する役員

１０　フロン類回収業者の主な役割　　平成１７年（２００５年）１月１日から適用

①自動車リサイクルシステムへの登録

使用済自動車からフロン類を回収する場合には、市の登録に加え、パソコン等を用いた電子マニフェスト制度による引取・引渡報告を行うこととなりますので、自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。自動車リサイクルシステム登録申込書に必要事項を記入のうえ、市から交付される登録通知書の写しを添えて、公益財団法人自動車リサイクル促進センターへ送付してください。

②標識の掲示

タテ・ヨコ２０㎝以上の大きさで、フロン類回収業者であること、氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種類（ＣＦＣ・ＨＦＣ）、登録番号を記載したものを事業所ごとに掲示してください（登録通知書を公衆の見やすい場所に掲示することでも可）。

③使用済自動車の引取りと電子マニフェスト制度による引取報告の実施

使用済自動車を引き取った時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

④基準に従ったフロン類の回収

フロン類回収業者は、回収基準（旧フロン法に同じ）に従ってフロン類を回収する必要があります。フロン類を回収した時は、その都度車台ごとに、自動車メーカー等に引き渡すものか再利用するものかを選択し電子マニフェスト制度により情報管理センターに報告する必要があります。

⑤フロン類の引渡しと電子マニフェスト制度による引渡報告の実施

回収したフロン類は、再利用する場合を除き、フロン類運搬基準（旧フロン法に同じ）に従って自動車メーカー等の指定する指定引取場所に引き渡す必要があります。電子マニフェスト制度によるフロン類の引渡報告を前提として、自動車メーカー等からフロン類回収料金が支払われます。

⑥使用済自動車の引渡しと電子マニフェスト制度による引渡報告の実施

フロン類を回収した後、使用済自動車を解体業者に引き渡す必要があります。使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

⑦フロン類年次報告の実施

毎年度終了後１ヶ月以内（４月末まで）に、電子マニフェスト制度により情報管理センターに年次報告を行う必要があります。

フロン類年次報告
・前年度中に自動車メーカー等へ引き渡したフロン類の種類（ＣＦＣ・ＨＦＣ）ごとの量
・前年度中に再利用したフロン類の種類（ＣＦＣ・ＨＦＣ）ごとの量およびフロン類を再利用した使用済自動車の車台番号
・３月末日において保管していたフロン類の種類（ＣＦＣ・ＨＦＣ）ごとの量

※回収実績が「０」の場合であってもフロン類年次報告を行う必要があります。

【申請書類等の提出先及び問い合わせ先】

〒６３０－８５８０
奈良市二条大路南一丁目１番１号
奈良市産業廃棄物対策課
電話番号　0742－34－4592
ＦＡＸ　　0742－34－1162